喫煙するときは 周囲への配慮が必要です

屋外や自宅での喫煙については健康増進法上、<u>望まない受動喫煙が生じさせることがないよう</u>に周囲の状況に配慮しなければならないという配慮義務があります(法第27条第1項)。 受動喫煙防止の観点からは、喫煙する場合には次のことにご留意ください。



配慮ってどうすれば?







▲ 車内に子どもや非喫煙者がいるときは吸わない





「加熱式たばこ」について

⇒健康リスクが低減するかどうかは、現時点で科学的根拠はありません。また、受動喫煙のリスクについては、科学的根拠は十分でなく更なる研究が必要とされています。(世界保健機関見解)

相模原市保健所 健康増進課受動喫煙対策担当 ☎ 042-769-8055 8:30~17:00(土日・祝日、年末年始を除く)

屋外の灰皿設置について周囲への配慮が必要です

屋外での喫煙場所の設置については健康増進法上、<u>望まない受動喫煙が生じさせることがない</u>ようにしなければならないという配慮義務があります(法第 27 条第 2 項)。

受動喫煙防止の観点からは、屋外であっても灰皿を設置しないことが望ましいですが、設置する場合には次のことにご留意ください。

② 灰皿設置の配慮ってどうすれば?







問い合わせ先



受動喫煙に関する相談があった場合は、できる限り灰皿を撤去をしましょう ※撤去が難しい場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所へ灰皿を移動する

相模原市保健所 健康増進課受動喫煙対策担当 ☎ 042-769-8055 8:30~17:00(土日・祝日、年末年始を除く)